

マインドフルネス瞑想療法士倫理綱領

一般社団法人日本マインドフルネス精神療法協会の認定するマインドフルネス瞑想療法士の倫理綱領として以下を定める。

前文

一般社団法人日本マインドフルネス精神療法協会（以下、「当協会」という）が認定するマインドフルネス瞑想療法士（以下「療法士」という）はマインドフルネス心理療法(マインドフルネス精神療法ともいう)の専門家として、その社会的責任及び道義的責任を自覚し、業務の対象となる人々の基本的人権を守るために倫理綱領を策定する。療法士は、以下の綱領を遵守する義務を負う。

第1条 基本的倫理（責任）

- 1 療法士は基本的人権を尊重し、人種、宗教、性別、思想及び信条等で人を差別したり、嫌がらせを行ったり、自らの価値観を強制しない。
- 2 療法士は業務遂行に当たって、対象者のプライバシーを尊重し、その自己決定を重んじる。
- 3 療法士は、対象者に対する臨床心理行為を個人的欲求又は利益のために行ってはならない。
- 4 療法士は、自らの知識、能力、資質及び特性並びに自己が抱える葛藤等について十分に自覚した上で、専門家としての業務や活動を行う。
- 5 療法士は、療法士の信用を傷つけ、または療法士の不名誉となるような行為をしない。
- 6 療法士は、各種法規を守り、当協会の定める本倫理綱領を遵守する。

第2条 秘密保持

療法士は、以下のことについて留意しなければならない。

1 秘密保持

業務上知り得た対象者及び関係者の個人情報及び相談内容については、その内容が自他に危害を加える恐れがある場合又は法による定めがある場合を除き、守秘義務を第一とすること。

2 情報開示

個人情報及び相談内容は対象者の同意なしで他者に開示してはならないが、開示せざるを得ない場合については、その条件等を事前に対象者と話し合うよう努めなければならない。また、個人情報及び相談内容が不用意に漏洩されることのないよう、記録の管理保管には最大限の注意を払うこと。

3 テープ等の記録

面接や心理査定場面等をテープやビデオ等に記録する場合は、対象者の了解を得た上で行うこと。

第3条 対象者との関係

療法士は、原則として、対象者との間で、「対象者－専門家」という専門的契約関係以外の関係を持つてはならない。そのために、対象者等に対して、個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動（個人的会食、業務以外の金品の授受、贈答及び交換並びに自らの個人的情報についての過度の開示等）を慎むこと。

第4条 インフォームド・コンセント

療法士は、業務遂行に当たっては、対象者の自己決定を尊重するとともに、業務の透明性を確保するよう努め、以下のことについて留意しなければならない。

1 療法士は、対象者の問題は、マインドフルネス心理療法のほかに、薬物療法や他の心理療法などもあることを伝える。

2 療法士の業務に関しての契約内容（業務の目的、技法、契約期間及び料金等）について、対象者に理解しやすい方法で十分な説明を行い、その同意が得られるようにする。

3 療法士は事前に公表した料金または合意した料金を超える額を請求することはしない。

4 面接等の業務内容については、その内容を客観的かつ正確に記録しておかなければならない。この記録等については、原則として、対象者との面接等の最終日から5年間保存しておく。

第5条 職能的資質の向上と自覚

療法士は、資格取得後も専門的知識及び技術、最新の研究内容及びその成果並びに職業倫理的問題等について、研鑽を怠らないよう自らの専門家としての資質の向上に努めるとともに、以下のことに留意しなければならない。

1 自分自身の専門家としての知識・技術の範囲と限界について深い理解と自覚を持ち、その範囲内のみにおいて専門的活動を行うこと。

2 心理療法並びに地域援助などの専門的行為を実施するに当たっては、これまでの研究による十分な裏付けのある標準的施行方法により行うことを原則とする。やむを得ず、実験的段階にある方法を用いる必要が生じた際には、対象者に対し、十分な情報提供を行い、同意を得た上で実施すること。

3 療法士がその業務において行った事柄に関する情報が、対象者又はそれ以外の人に誤用又は悪用されないよう、細心の注意を払うこと。

4 自分自身の専門的知識及び技術を誇張したり、虚偽の情報を他者に提供したりしないこと。

5 自分自身の専門的知識及び技術では対応が困難な場合、又はその際の状況等において、やむを得ず援助を中止若しくは中断しなければならない場合には、対象者の益に供するよう、他の適切な専門家や専門機関の情報を対象者に伝え、対象者の自己決定を援助すること。なお、援助の中止等にかかわらず、他機関への紹介は、対象者の状態及び状況に配慮し、対象者の不利益にならないよう留意すること。

6 療法士が、臨床経験の浅い者に一部の職務を任せるときは、綿密な監督指導をするなど、その経験の浅い者が行う職務内容について自分自身に重大な責任があることを認識していること。

第6条 営利活動等の企画、運営及び参画

個人又は営利団体等の主催する「カウンセラー養成講座」「自己啓発セミナー」などの営利活動の企画、運営及び講師等としての参画に際しては、受講者等が療法士の養成課程と混同するような誤解を生じさせないように努めなければならない。

テレビ、ラジオの出演又は一般雑誌等への執筆においては、対象者に関する守秘義務を遵守し、対象者の人権と尊厳を傷付けることがないように細心の注意を払わなければならない。

第7条 著作等における事例の公表

療法士が、事例を公表する場合は、以下を遵守しなければならない。

1 事例を公表する際には、原則として、対象者本人及び必要な場合には、その保護者又は後見人等の同意を得るとともに、対象者等が特定されないような取り上げ方や記述について細心の工夫を行う。

2 記述に当たっては、対象者本人及びその家族等の人権や尊厳を傷付けるような表現は厳重に戒める。

3 事例における援助技法及び活動については、誤解を招く記述は避け、さらに、療法士として用いる援助技法及び援助活動を正確かつ適切に記述する。

4 事例の公表は、今後の療法士の活動に有効かつ有益であることが前提である。したがって、その事例の公表は、社会的な意義を有するものであることが第一義であり、営利的活動や業績蓄積が主な目的であってはならない。

5 著書及び論文等の公表に際しては、先行研究をよく検討し、それら先行研究を盗用したと誤解されないような記述に努める。

附則 本倫理綱領は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。